

○上山市都市計画審議会規則

昭和44年11月 7 日規則第34号

上山市都市計画審議会規則

(目的)

**第 1 条** この規則は、上山市都市計画審議会条例（昭和44年上山市条例第24号）第 9 条の規定に基づき、審議会の運営を円滑にするため、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

**第 2 条** 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

(欠席の届出)

**第 3 条** 委員及び議事に関係のある臨時委員は、会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(会議録)

**第 4 条** 審議会に会議録を備え、次の事項を記載する。

- (1) 出席及び欠席者の氏名
- (2) 職務のため出席した者の職氏名
- (3) 会議に付された事件名及びその概要
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録には、会長及び会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

(委員及び臨時委員以外の出席)

**第 5 条** 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(特定の事項についての調査)

**第 6 条** 会長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、委員及び議事に関係のある臨時委員を指名して調査させることができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。